

<16> 一部事務組合等

1. 宇部・阿知須公共下水道組合 1
2. 山口県後期高齢者医療広域連合 4

1. 宇部・阿知須公共下水道組合

(1) 沿革

本組合は、山口市阿知須地区と宇部市東岐波地区及び西岐波地区の一部を広域公共下水道として共同処理するため、特別地方公共団体（一部事務組合）として平成3年5月に設立された。

公共下水道の整備については、事業認可を受けた旧阿知須町が平成2年度から管渠整備に着手し、組合設立後は事業主体を変更して整備を進め、平成7年3月に処理場の供用を開始した。

また、平成9年度から宇部市域の管渠整備にも着手しており、計画的かつ効率的な下水道の整備に努めている。

(2) 計画概要

処理場

区 分	全体計画			事業計画			備 考
	宇部市	山口市	合 計	宇部市	山口市	合 計	
名 称	阿知須浄化センター						6,400 m ³ /日のうち、 1,100 m ³ /日は宇部市東部浄化センターへ暫定送水
位 置	山口市阿知須 509 番地 9						
処理面積 (h a)	970	261	1,231	478	219	697	
処理人口 (人)	14,900	6,500	21,400	8,300	5,200	13,500	
日最大計画汚水量 (m ³ /日)	6,900	3,000	9,900	4,000	2,400	6,400	
排 除 方 式	分流式						
水 処 理 方 式	オキシデーショondiッチ法			標準活性汚泥法及びオキシデーショondiッチ法			
汚 泥 処 理 方 式	濃縮→脱水→搬出			濃縮→脱水→搬出			

ポンプ場

名 称	砂合中継ポンプ場	岐波ポンプ場	吉田ポンプ場	沖田ポンプ場
位 置	山 口 市 阿 知 須	宇 部 市 大 字 東 岐 波	宇 部 市 大 字 西 岐 波	宇 部 市 大 字 東 岐 波
1 分間の揚水量 (m ³)	5.2	2.6	1.0	0.2

(3) 事業進捗状況

事業費

単位：千円

区 分	管 渠	ポンプ場	処理場	その他	合 計
令和元年度まで	18,087,860	1,812,595	4,898,452	1,910,401	26,709,308

決算状況調査票から

管渠延長

単位：m

区 分	認 可 計 画			令和元年度末		
	宇部市	山口市	合 計	宇部市	山口市	合 計
分流汚水管渠	100,360	49,853	150,213	71,649.70	48,976.06	120,625.76
分流雨水管渠		2,020	2,020		584.81	584.81
管渠合計	100,360	51,873	152,233	71,649.70	49,560.87	121,210.57

公共下水道普及状況

区 分	令和元年度末			平成30年度末		
	宇部市	山口市	合 計	宇部市	山口市	合 計
行政区域内人口 A (人)	16,956	9,383	26,339	17,092	9,349	26,441
処理区域内人口 B (人)	7,390	5,900	13,290	7,127	5,814	12,941
人口普及率 B/A (%)	43.6	62.9	50.5	41.7	62.2	48.9
処理計画区域 C (ha)	478	219	697	478	219	697
整備済区域 D (ha)	324.72	199.67	524.39	318.05	199.41	517.46
面積普及率 D/C (%)	67.9	91.2	75.2	66.5	91.1	74.2

(4) 受益者負担金

1 m²当たり 300円

(5) 下水道使用料

消費税を除く

区 域	種 別	基本水量	基本料金	超過料金(1 m ³ につき)	
宇部区域	一般汚水	10 m ³ まで	1,300 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	155 円
				20 m ³ を超え 30 m ³ まで	170 円
				30 m ³ を超え 50 m ³ まで	185 円
				50 m ³ を超え 100 m ³ まで	200 円
				100 m ³ を超え 250 m ³ まで	210 円
				250 m ³ を超え 500 m ³ まで	215 円
				500 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	220 円
				1,000 m ³ を超えるもの	225 円
	湯屋汚水	10 m ³ まで	1,300 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	155 円
				20 m ³ を超えるもの	36 円
阿知須区域	一般汚水	10 m ³ まで	1,300 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	150 円
				20 m ³ を超え 30 m ³ まで	165 円
				30 m ³ を超え 100 m ³ まで	175 円
				100 m ³ を超えるもの	185 円
	湯屋汚水	10 m ³ まで	1,300 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	150 円
				20 m ³ を超えるもの	50 円

平成 27 年 10 月 1 日施行

2. 山口県後期高齢者医療広域連合

(平成19年2月1日設立)

(1) 沿 革

国の医療制度改革により、「健康保険法等の一部を改正する法律」が平成18年6月に公布されたことに伴い、平成20年4月に、75歳以上の高齢者等を対象とした新たな医療保険制度（後期高齢者医療制度）の運用が始まった。

この制度の運営主体として、都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合を設立することとされ、平成19年2月に山口県後期高齢者医療広域連合が設立された。

(2) 構 成 団 体

山口県内の全市町

(3) 広域連合が処理する事務

後期高齢者医療制度の事務のうち、以下の事務

- ① 被保険者の資格の管理に関する事務
- ② 医療給付に関する事務
- ③ 保険料の賦課に関する事務
- ④ 保健事業に関する事務
- ⑤ その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(4) 組 織

- ① 組織の長の職名 広域連合長

- ② 歴代広域連合長

平成19年2月1日～2月13日	広域連合長職務執行者	秋芳町長	上 利 礼 昭
平成19年2月14日～平成21年3月26日	広域連合長	萩市長	野 村 興 兒
平成21年4月10日～平成25年3月26日	広域連合長	萩市長	野 村 興 兒
平成25年4月10日～平成29年3月26日	広域連合長	萩市長	野 村 興 兒
平成29年4月10日～令和元年11月26日	広域連合長	長門市長	大 西 倉 雄
令和元年12月11日～	広域連合長	柳井市長	井 原 健太郎

- ③ 広域連合長の選任 関係市町の長のうちから、関係市町の長の投票による。

- ④ 事務局の所在地

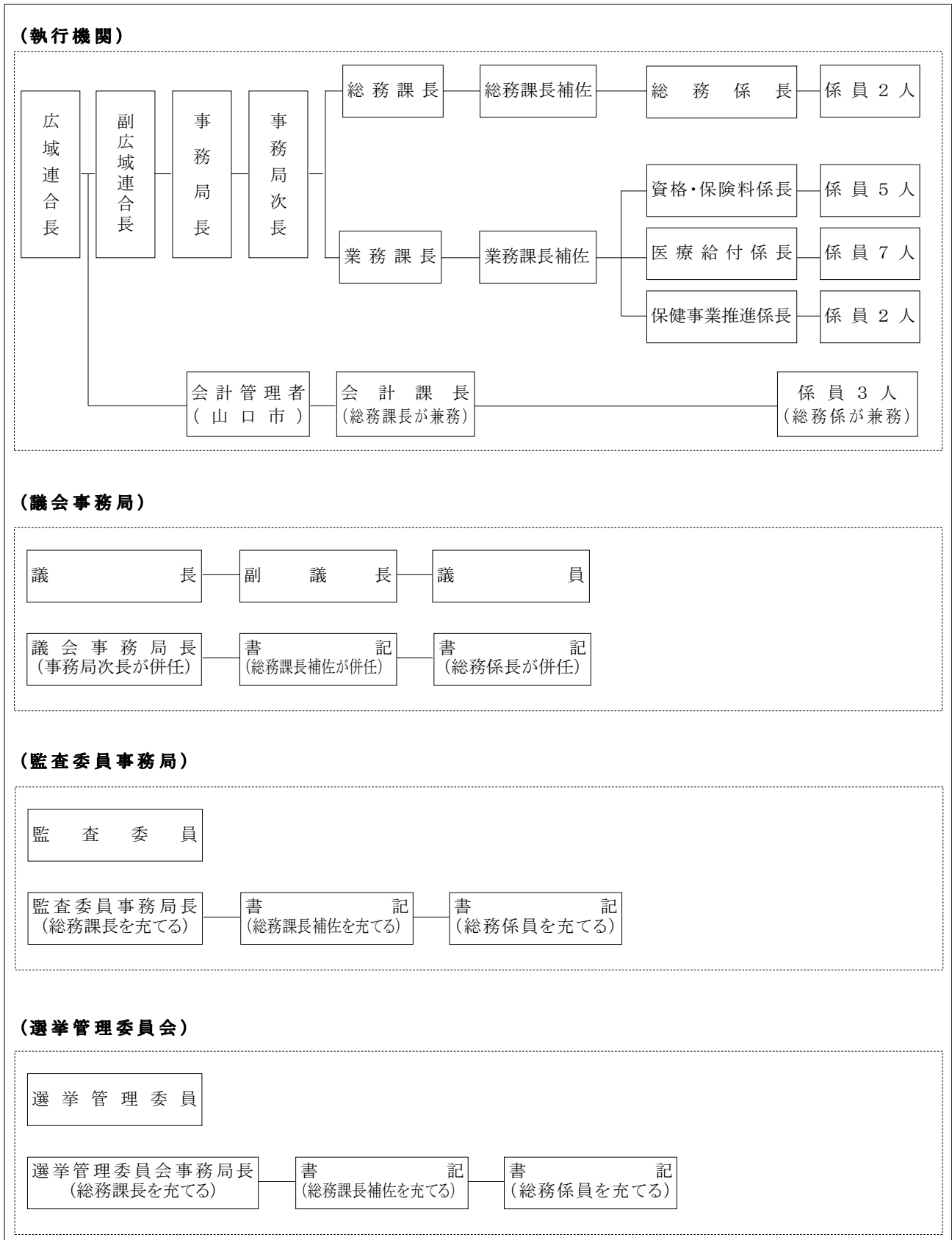
〒753-0072 山口県山口市大手町9番11号 山口県自治会館4階
代表電話 083-921-7110 FAX番号 083-932-5321

- ⑤ 事務局の職員数（令和2年4月1日）

団体からの派遣職員（県職員） 1人
（市町職員） 25人

(5) 山口県後期高齢者医療広域連合組織図

※係員の人数は2年度



(6) 山口県後期高齢者医療広域連合議会議員（定数12人）

市長 4人

町長 2人

市議会議員 4人

町議会議員 2人

(7) 会計管理者

塩見和夫（山口市会計管理者）

(8) 監査委員（定数2人）

徳永雅典（識見を有する者）

空席（議会選出）

(9) 選挙管理委員

4人